

答申第 231 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 7 月 2 日付けで諮問された損害賠償請求事件の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一部非公開の件(諮問第 228 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

訴訟事件等報償金（着手金）の支払についての伺いのうち、被告訴訟代理人弁護士に対する着手金の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

（1）不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成14年6月10日付けで、特定の事件（以下「本件事件」という。）の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一切（以下「本件請求文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

（2）不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 知事は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。
- イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（総務部法務文書課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
訴訟事件に係る訴訟代理人の選任等についての伺い	類似事件の事件番号（以下「類似事件番号」という。）
訴訟事件等報償金（着手金）の支払についての伺い	被告訴訟代理人弁護士（以下「本件弁護士」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件口座情報」と総称する。）

(2) 一部非公開部分について

ア 類似事件番号は、これを公開すると、この情報をもとに裁判所に照会することによって原告が明らかになり、特定の個人を識別することが可能となることから、条例第 5 条第 1 号の規定に基づき非公開とした。

イ 本件口座情報は、すべて個人の財産の状況に関する情報であり、公開することにより入出金状況が割り出される等悪用され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号の規定に基づき非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 類似事件番号について

民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧

の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であることから、類似事件番号を公開すると、類似事件番号に係る訴訟記録を閲覧することができ、その結果、類似事件の訴訟提起者である特定の個人が識別され得ることが認められる。したがって、類似事件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 本件口座情報について

実施機関は、本件口座情報について、同号本文に該当する旨説明しているが、本件弁護士に対する着手金の振込先として本件口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件口座情報は、弁護士の弁護士業務に関する情報であり、条例第5条第2号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、同条第1号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 類似事件番号は、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書イ、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」については公開することを規定している。

本件事件の訴訟記録は、民事訴訟法第92条第1項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であるが、類似事件番号については、実施機関が、本件事件に類似していると判断した事件の番号であるため、本件事件の訴訟記録に記載されている情報ではない。したがって、類似事件番号は、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

(イ) 本件口座情報について

a 当審査会が見分したところ、本件行政文書には、本件弁護士に対する着手金の振込先として本件口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件口座情報は、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報であり、事業を営む個人に関する情報であると認められる。

しかしながら、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。

b 本件口座情報は、本件弁護士に対し知事が着手金を支払うに当たり、その振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、着手金の執行伺兼支出命令票という文書の性格等を考慮すると、本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件弁護士は、本件口座情報を原則として本件弁護士が事業活動を行う上で内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、本件口座情報のうち、口座名義人の名称については、当審査会が見分したところ、本件弁護士の氏名及び事業所の名称であることから、口座名義人の名称を公開しても本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことからすると、本件口座情報は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件口座情報は、前記ア（イ）で述べたとおり、本件弁護士が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

（4）その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の可否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2（2）イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 7月 2日	諮問
7月12日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7月18日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7月29日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成16年11月22日 (第40回部会)	審議
12月 6日 (第41回部会)	審議
12月13日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
平成17年 1月 6日 (第42回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)